

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第80回）議事概要

1 日 時

平成29年9月1日（金）10時29分～11時19分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
藤井 威生、三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

（2）総務省

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、
小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、
坂入ブロードバンド整備推進室長、松井事業政策課市場評価企画官、
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
荻原電気通信技術システム課長、鳥居電気通信技術システム課認証分析官、
深堀電気通信技術システム課番号企画室長

（3）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部
改正について【諮問第3092号】

本件省令改正について、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、諮問
された案を一部修正した上で改正することが適当との答申を行った。

【内容】

大手移動通信事業者の設備である「第二種指定電気通信設備」に係る、接続
約款記載事項・卸電気通信役務の届出事項の追加、データ伝送交換機能に係る
接続料の算定方法の規定等を行うもの。

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正について
【諮問第3093号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」において、総務省令で定めることとされた測定器その他の設備の較正期間に関する規定の整備を行うもの。

ウ 電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定について【諮問第3094号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

内容・利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定するもの

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3095号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

携帯網と固定網を組み合わせ、一つの番号で提供されるFMCサービスについて、その専用番号として割当てられている060番号帯を将来的に携帯電話番号用に使用できるようにするため、FMC等専用番号を0600番号帯に移行するもの

(2)「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

審議の結果、改正することが適当の部会決定をした。

【内容】

電気通信事業法第169条第2号の規定により必要的諮問事項とされている電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロ又はニの規定による電気通信設備の指定のうち、毎年度の報告により指定基準である加入者回線シェア10%又は端末シェア3%を超えたことによる指定及び一種指定設備又は二種指定設備の指定と同種の設備の指定について、諮問を要しない軽微な事項とするもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・星

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp